

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八戸市長 熊谷 雄一

市町村名 (市町村コード)	八戸市 (02203)
地域名 (地域内農業集落名)	市川地区 (轟木、和野、高屋敷、赤畑尻引、向谷地、浜市川、橋向、古馬蔵)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年7月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は農業者の平均年齢が66歳と高齢化が進み、中心となる担い手が引き受ける意向のある耕作面積よりも、65歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積が多く、受け手の確保が必要である。今後継続的な農地の利用を維持するためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民なども含め、地域全体で農地を管理・利用していく仕組みの構築が課題である。

県内最大のいちご産地である当市でも中心的な地域であり、特産野菜としていちごの生産・販売の推進を目的とした「八戸苺生産組合」が組織化されており、当地区では稲作の大規模耕作、畜産ではブランド化・付加価値化により、大規模な担い手も存在する。集落営農組織が放棄地増加に歯止めをかけているが、一部を畑地に転換する意向を示している。

【地域の基礎的データ】

農家数:238戸(うち販売農家数150戸、自給的農家数88戸)

農業従事者数:381人(うち50歳代以下80人)

団体経営体(法人・集落営農組織等)3経営体

主な作物:水稲、小麦、大豆、いちご

(2) 地域における農業の将来の在り方

単一の農業経営ではなく、水稲、小麦、大豆、いちごを中心とした複数部門による農業経営を行い、地域農業を維持させていく。また、入作を希望する担い手の受入れを促進することにより対応していく。

特産品・ブランド品のある地域であることから、マスコミや市主催イベントを用いてこれまで同様、継続的な情報発信を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	658 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	536 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
市川地区の農地利用は、中心となる担い手の認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等計31経営体が担うほか、入作を希望する担い手の受入れを促進することにより対応していく。 また、農地中間管理機構を活用して認定農業者や認定新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸借は農地中間管理機構の活用を基本とし、担い手の経営意向を斟酌しつつ徐々に集約化を進める。また、市農業委員会に比較的大規模な貸借希望があった場合は農地中間管理機構担当部署へ誘導してもらうなど連携し、積極的な活用を促す。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業の具体的な話はないが、農地貸借は農地中間管理機構の活用を基本とし、新規貸借や更新の際等に隣接地の状況等を聞き取り、保全・管理されている場合は貸借を勧奨するなどし、機会毎に徐々に団地化を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
本地域のいちごが市小学校の副読本に採用されているほか、ブランド牛とともに地元紙や市広報にたびたび取り上げられており、市でもいちごや畜産に特化したイベントを開催し普及啓発を行っている。 市の栽培担当部署でもいちごを栽培し、生産農家と定期的な情報交換や報告会を実施し連携・相談に取り組んでいる。また、一部担い手では若手農家に積極的に声をかけ、独自に協議会を立ち上げ異業種との交流参加を促すことで、広く農業に対する興味・関心を醸成し、経営体の確保に取り組んでいる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落営農組織、及び機械設備を持つ農家に稲刈り等一部作業を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域での鳥獣害の具体的な対策はなく、各農家で個別対応している。農作物被害があった場合には農作物被害担当部署へ連絡後、捕獲等の希望がある場合は鳥獣害担当部署から鳥獣被害実施隊事務局へ連絡し、罠の設置を行っている。
⑦集落営農組織が大豆や小麦を輪作しているほか、2地区で多面的機能支払交付金が活用され、保全管理に活用されている。